

令和 3 年 3 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

- 第 43 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例 …… 1
- 第 44 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光フ
ァイバー網整備事業施設整備工事） …… 3
- 第 45 号 長門市教育委員会教育長の任命について …… 5

報 告

- 第 2 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を
定めることについて） …… 6

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則の一部改正（令和 3 年 2 月 17 日公布）に伴い、第 1 号被保険者の保険料に係る基準所得金額について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

第 1 号被保険者の保険料に係る基準所得金額の引上げ（第 4 条第 1 項関係）
令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における基準所得金額について、介護保険料の標準 9 段階のうち、市町村民税本人課税層に当たる第 6 段階、第 7 段階、第 8 段階及び第 9 段階の境目となる基準所得金額が見直されたことから、次表のとおり関連する規定を改正する。

国の標準 所得段階	基準所得金額		改正箇所
	【改正前】 (平成 30 年度から 令和 2 年度まで)	【改正後】 (令和 3 年度から 令和 5 年度まで)	
第 6 段階	120 万円	120 万円	第 8 号 第 9 号
第 7 段階	200 万円	210 万円	
第 8 段階	300 万円	320 万円	

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市介護保険条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (保険料の額) 第 4 条 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略) (8) 次のいずれかに該当する者 7 7,844 円 ア 合計所得金額が <u>210 万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 8 9,820 円 ア 合計所得金額が <u>320 万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (10) (略) 2～4 (略)	本則 (保険料の額) 第 4 条 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略) (8) 次のいずれかに該当する者 7 7,844 円 ア 合計所得金額が <u>200 万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 8 9,820 円 ア 合計所得金額が <u>300 万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (10) (略) 2～4 (略)

工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）

1 工事名

長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事

2 工事場所

長門市 日置地区及び油谷地区 地内

3 工期

変更前	令和 2 年 7 月 30 日から令和 3 年 3 月 19 日まで
変更後	令和 2 年 7 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 工事請負代金の額

変更前	1,355,200,000 円 (うち消費税額及び地方消費税の額 123,200,000 円)
変更後	1,260,139,100 円 (うち消費税額及び地方消費税の額 114,558,100 円)
増 減	95,060,900 円の減額

5 請負業者

山口市小郡高砂町 1 - 8

N E C ネットエスアイ株式会社 山口営業所

所長 川野幸彦

6 契約日

令和 2 年 7 月 29 日

7 主な変更理由

補助事業の性質上、単年度で事業完了することから、次のとおり施工実績に基づき変更契約を行うもの。

- (1) 非常用自家発電機及び無停電電源装置の仕様の見直しを行ったことによる減額
- (2) 実施設計による数量変更のため減額
- (3) インターネット上位回線の増強工事を追加施工したことによる増額

- (4) 区域外受信点の事前調査結果に基づき、不施工としたことによる減額
- (5) 日置支局内の空調設備について、非常用電源から電力が供給できるように設備改修を追加施工したことによる増額
- (6) 光ファイバーケーブルの布設において、電柱管理者へ添架申請を提出した結果、電柱の強度不足により添架不可となった。そのため、添架不可の電柱からの引込工事及びそれに伴う宅内工事が不施工となったことによる減額。併せて、宅内工事が残ったことにより既設のケーブル及び機器の撤去ができないため不施工としたことによる減額
- (7) 受注者より工事請負契約書第 21 条の規定に基づき、工期延長申請書が提出されたことによる工期の変更

長門市教育委員会教育長の任命について

1 提案の理由

松浦正彦教育長が 3 月 31 日をもって辞職されることから、伊藤充哉氏を新たに教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

氏名 伊藤 充哉（いとう みつや）

住所 

3 候補者の略歴



4 候補者の任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日（1 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定める
ことについて）

1 事故の発生日時

令和2年10月27日 午前11時50分頃

2 事故の発生場所

国道316号渋木トンネル内

3 損害賠償の相手方

住所

氏名

4 事故の概要

令和2年10月27日午前11時50分頃、国道316号渋木トンネル内を走行
していたところ、運転手の不注意により前方を走行中の相手方車両の後部に追
突し、損害を与えたもの

5 損害の程度

（1）相手方

ア 人的損害 外傷性頸部症候群

イ 物的損害 車両後方部破損

（2）市側

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両前方部破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝10：0

7 損害賠償の額

人的損害…金 163,375 円

（内訳）治療費 82,375 円

通院費 7,500 円

休業損害 30,500 円

慰謝料 43,000 円

物的損害…金 294,987 円（令和3年3月定例会報告第1号にて報告済み）

（内訳）車両修理代 294,987 円

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）